

薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別		薬局			
薬局開設許可証記載事項		薬局開設者	一般社団法人浜松市薬剤師会 会長 月井英喜		
		薬局の名称・所在地	浜松センター薬局 静岡県浜松市中央区富塚町351-2		
		許可番号・許可年月日	浜健総A第1－248号 令和4年2月2日		
		有効期間	令和4年3月3日から令和10年3月2日まで		
管理薬剤師氏名		久我 明男			
勤務する薬剤師氏名		中野 徹、軽部暁宏、鈴木由起、三留幸子			
勤務する登録販売者氏名		なし			
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品等の区分		要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品			
薬局に勤務する者の名札等による区別		薬剤師	名札に氏及び「薬剤師」と記載		
		登録販売者	名札に氏及び「登録販売者」と記載		
		一般従事者	名札に氏を記載		
店舗販売	開店時間（月～金）	8：30～18：00	開店時間外で相談可能な時間	18：00～8：30	
	開店時間（土）	9：00～17：00	開店時間外で相談可能な時間	17：00～9：00	
相談時・緊急時の連絡先		053－455－1181 （夜間転送）			

浜松センター薬局

開局時間

月～金曜日 ： 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 6 時 0 0 分

土曜日 ： 午前 9 時 0 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分

休み ： 日曜日・祝日・年末年始

緊急・夜間連絡先 ： 0 5 3 - 4 5 5 - 1 1 8 1 （転送対応）

浜松センター薬局

浜松センター薬局 薬剤師氏名

管理薬剤師	久我明男	
薬剤師	中野 徹	鈴木由起
	軽部暁宏	
	三留幸子	

緊急・夜間連絡先

0 5 3 - 4 5 5 - 1 1 8 1

(転送対応)

浜松センター薬局

夜間・休日の調剤につきまして

「夜間・休日等加算」に伴いまして、調剤の時間帯による負担増をお願いすることがあります。

当薬局の営業時間は

平 日：午前8時30分～午後6時00分

土曜日：午前9時00分～午後5時00分

日曜・祝祭日・年末年始はお休み

下記時間帯に処方箋を調剤した場合、「夜間・休日等加算（1割の場合40円、2割80円、3割120円）」を算定させていただきます。

平 日：午後7時より閉店まで

土曜日：午後1時より閉店まで

休 日：営業時間中

※ また、地域医療の確保のため輪番制による休日当番保険薬局では救急医療の確保のために調剤を行ったとして休日加算を算定させていただきます。

※ 参考

営業時間外の薬剤調製料について

時間外加算：午後6時～午後10時・朝6時～朝8時

※調剤基本料（加算を含む）＋薬剤調製料（無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算を含む）の10割加算

休日 加算：日曜日および国民の祝日と年末年始

※調剤基本料（加算を含む）＋薬剤調製料（無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算を含む）の14割加算

深夜 加算：午後10時～朝6時

※調剤基本料（加算を含む）＋薬剤調製料（無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算を含む）の20割加算

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

☆	当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たした「地域支援体制加算」の算定薬局です。
★	当薬局は、約2300品目の医薬品を備蓄しています。
☆	当薬局は、緊急避妊薬の処方ならびに相談を行っています。
★	当薬局は、土曜日9:00~17:00も処方箋を受付けます。
★	当薬局は、健康相談・健康教室を随時実施しています。詳しくは薬剤師におたずねください。
★	当薬局は、安心して薬を使用していただけるよう、患者さんのかかりつけ薬剤師として、使用している薬の情報を一元的、継続的に把握、管理する取り組みを行っています。
★	当薬局は、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施します。
★	当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法等の各種公費負担医療のほか労災医療に係る処方箋も受付けます。
★	当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
☆	当薬局は、自己注射療法を実施する患者さんの使用済み注射針の回収に応じています。
★	当薬局は、改正感染症法に基づく「第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療提供)」の指定薬局です。保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等において、要指導・一般用医薬品の取扱い、オンラインによる服薬指導、検査キットの取扱いなど非常時に必要な体制を整備しています。
★	当薬局は、患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行します。
★	当薬局は、患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
★	当薬局は、服用される薬の名称と効能、服用方法及び服用にあたってご注意いただきたい点などを文書にて提供します。ご自身の薬の服用歴を記録するための専用の手帳(おくすり手帳)を作成することをおすすめします。また、必要に応じて、服薬期間中に副作用等の確認をさせていただきます。
★	当薬局は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤体制を整備した「後発医薬品調剤体制加算」の算定薬局です。後発医薬品の相談をお受けしています。
★	当薬局は、処方箋等による医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して薬学的管理及び服薬指導を行うとともに「在宅患者調剤加算」の算定が認められている薬局です。
★	当薬局は、無菌室(クリーンベンチ、安全キャビネット等を含む)の設備を備え、注射薬等の無菌的な調剤を行います。
★	当薬局は、開局時間外の在宅訪問業務を行うとともに、医療用麻薬(注射薬含む)の取り扱いや小児在宅患者への対応、高度管理医療機器などの取り扱いを行っています。

★が、当薬局が該当する項目です。

浜松センター薬局

2024年度 調剤報酬点数・項目のご案内

2025年4月1日

全般事項				
点数について		領収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。		
バイオ後継品		バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。		
後発医薬品		先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。		
調剤		医薬品を処方箋通りに揃える行為です。		
リフィル処方箋		症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用(3回まで)できる処方箋です。		
調剤技術料				
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		45点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。
	調剤基本料2		29点	
	調剤基本料3	イ	24点	
		ロ	19点	
		ハ	35点	
	特別調剤基本料		A 5点 B 3点	
	複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、受付が2回目以降の調剤基本料は、処方箋受付1回につき減算)		所定点数の100分の80	
ア 妥結率が50%以下		所定点数の100分の50		
イ 妥結率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告				
ウ かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合(1月に600回以下の薬局は除く) (ア、イ、ウのいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の減算)				
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))		5点	医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、複数回に分けて調剤することです。	
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目の調剤に限り))		5点	先発医薬品を後発医薬品に変更調剤する場合に、後発医薬品を試しに服用するため数日分を調剤することです。	
地域支援体制加算 (処方箋受付1回につき)	イ 地域支援体制加算1		32点	夜間・休日対応等の地域支援の実績を前提とし、一定時間以上の開局や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導や薬物療法の安全性向上のための事例報告や副作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。
	ロ 地域支援体制加算2		40点	
	ハ 地域支援体制加算3		10点	
	ニ 地域支援体制加算4		32点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
連携強化加算		5点	災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
後発医薬品調剤体制加算 (規格単位数量の割合) (処方箋受付1回につき)	イ 後発医薬品調剤体制加算1 80%以上		21点	後発医薬品への変更調剤可能な体制を整え、後発医薬品の使用について、一定の実績のある薬局に対して加算される点数です。
	ロ 後発医薬品調剤体制加算2 85%以上		28点	
	ハ 後発医薬品使用体制加算3 90%以上		30点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10	
後発医薬品減算	① 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 ② 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 ①②のいずれかに該当する場合(処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く等)		5点減算	
	在宅薬学総合体制加算 (在宅患者等)	イ 在宅薬学総合体制加算1		15点
ロ 在宅薬学総合体制加算2		50点	加算1の体制を整備したうえで、さらに医療用麻薬の備蓄や無菌製剤処理又は、小児在宅医療に対応することが出来る体制を整備している場合に加算される点数です。	
特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10		
医療DX推進体制整備加算 (月1回に限り)	医療DX推進体制整備加算1 45%以上		10点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ保険証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録している場合に加算される点数です。
	医療DX推進体制整備加算2 30%以上		8点	
	医療DX推進体制整備加算3 15%以上		6点	
薬剤調製料				
内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く)(1剤につき、3剤分まで)			24点	薬剤師が「医薬品を処方箋通りに揃える行為」の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類(内服薬・注射薬・外用薬等)、日数、剤形(散剤、液剤)等によって、計算方法が定められています。
屯服薬(剤数にかかわらず)			21点	
浸煎薬(1調剤につき、3調剤まで)			190点	
湯薬 (1調剤につき、3調剤まで)	イ 7日分以下の場合		190点	
	ロ 8日以上28日分以下の場合			
	(1)7日目以下の部分		190点	
	(2)8日目以上の部分(上記点数+1日分につき)		10点	
	ハ 29日以上の場合		400点	
注射薬(調剤数にかかわらず)			26点	
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)			10点	
内服用滴剤(1調剤につき)			10点	
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ) (1日につき)	イ 中心静脈栄養法用輸液	6歳未満の乳幼児の場合を除く	69点	注射薬を無菌環境で、調剤した場合に加算される点数です。
		6歳未満の乳幼児の場合	137点	
	ロ 抗悪性腫瘍剤	6歳未満の乳幼児の場合を除く	79点	
		6歳未満の乳幼児の場合	147点	
	ハ 麻薬	6歳未満の乳幼児の場合を除く	69点	
6歳未満の乳幼児の場合			137点	
麻薬加算(1調剤につき)			70点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。
向精神薬加算(1調剤につき)			8点	向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。
覚醒剤原料加算(1調剤につき)			8点	
毒薬加算(1調剤につき)			8点	
時間外加算・特例(基礎額※)			100%加算	深夜、休日を除いた薬局の開局時間以外の時間帯又は、夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。
休日加算(基礎額※)			140%加算	深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日は休日として扱う)。
深夜加算(午後10時～午前6時)(基礎額※)			200%加算	開局時間以外(深夜:午後10時～午前6時)において調剤した場合に加算される点数です。
夜間・休日等加算(処方箋受付1回につき)			40点	開局時間の時間帯で、午後7時(土曜日は午後1時)から午前8時までの間(深夜及び、休日を除く)において調剤した場合に加算される点数です。
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の100分の20	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。(安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等)
	イ 内服薬及び屯服薬	(1)錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点	
		(2)錠剤等の屯服薬(1調剤につき)	90点	
		(3)液剤(1調剤につき)	45点	
	ロ 外用薬	(1)軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点	
		(2)点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点	
(3)液剤(1調剤につき)		45点		
計量混合調剤加算	予製剤		所定点数の100分の20	2種類以上の薬剤(液剤、散剤もしくは顆粒剤又は軟・硬膏剤)を計量し、混合して内服薬もしくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
	イ 液剤(1調剤につき)		35点	
	ロ 散剤、顆粒剤(1調剤につき)		45点	
	ハ 軟・硬膏剤(1調剤につき)		80点	

2024年度 調剤報酬点数・項目のご案内

2025年4月1日

薬学管理料					
調剤管理料 (処方箋受付1回につき)	1 内服薬(1剤につき、3剤まで)				
	イ 7日分以下の場合	4点	患者さんからの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬歴の管理等を行った場合の点数です。		
	ロ 8日分以上14日分以下の場合	28点			
	ハ 15日分以上28日分以下の場合	50点			
	ニ 29日分以上の場合	60点			
2 1以外の場合	4点				
重複投薬・相互作用等防止加算		イ 残薬調整に係るもの以外の場合 ロ 残薬調整に係るものの場合	40点 20点	薬剤服用歴の記録(薬歴簿)等の参照や残薬の確認をして、重複投薬又は相互作用、アレルギー反応の防止の目的、又は残薬調整の為に処方医に処方内容を確認し処方内容が変更された場合に加算される点数です。	
調剤管理加算		イ 初めて処方箋を持参した場合 ロ 処方変更による薬剤変更等の場合(2回目以降)	3点	複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者の服薬中の薬剤について、服薬状況等の情報を一元的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合の初回と処方変更時に加算される点数です。	
医療情報取得加算(1年に1回に限り)			1点	オンライン資格確認の導入等の施設基準を満たし、医療情報の取得・活用の体制が整備されている保険薬局で調剤した場合に加算される点数です。	
服薬管理指導料 (処方箋受付1回につき)	1 原則3月以内に処方箋を持参した患者 (手帳を提示しない患者は、59点を算定)		45点	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、後発医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、残薬状況、後発医薬品の意向等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用の確認をし、お薬手帳等で情報も提供しています。	
	2 1以外の患者に対して行った場合		59点		
	3 介護老人福祉施設等に入所している患者 (月4回に限り) ※オンライン服薬指導等の場合を含む		45点		
	4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合				
	イ 原則3月以内に処方箋を持参した患者 (手帳を提示しない患者は、59点を算定) ロ イ以外の患者に対して行った場合	45点 59点			
麻薬管理指導加算			22点	麻薬の服用に関して、服薬状況、残薬状況、保管状況、効果、副作用の有無等を確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。	
特定薬剤管理指導加算1			イ 新たに処方された場合 ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	10点 5点	特に安全管理が必要な医薬品に関して体調の変化等を確認し、必要な説明をした場合に加算される点数です。(副作用の初期症状等を確認し適切な服薬指導をすることによって、重篤な副作用を未然に防ぐのに役立ちます。)
特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)				100点	連携充実加算を届け出た保険医療機関で抗癌性腫瘍剤を注射された患者さんに、保険薬局で患者さんのレジメン(治療内容)の情報を活用し、副作用対策の説明や支持療法に係る薬剤の服薬指導等を実施するとともに、調剤後に電話等により服薬状況、抗癌性腫瘍剤の副作用の有無を確認し、その内容を文書等により医療機関に情報提供した場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、 初回処方時1回に限り)			イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点	医薬品リスク管理計画に基づく指導や患者さんが医薬品を選択するために、長期収載品の選定療養費制度や医薬品の供給等に係る説明を行った場合に加算される点数です。
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)				12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。説明した要点をお薬手帳にも記載します。
小児特定加算				350点	医療的ケア児(児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児)である患者さん、又はその家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
吸入薬指導加算(3月に1回に限り)				30点	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者さんに、医師の求めなどに応じて吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器等を用いた実技指導を行い、その指導内容を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
服薬管理指導料(特例)			適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)	13点	適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められない保険薬局が算定する点数です。
服薬管理指導料(特例)			かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応 (処方箋受付1回につき)	59点	かかりつけ薬剤師指導料等を算定している患者さんにおいて、やむを得ない事情により、あらかじめ患者さんが選定したかかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が、必要な指導等を対応した場合に算定される点数です。
かかりつけ薬剤師指導料(処方箋受付1回につき)				76点	患者さんから同意いただいた薬剤師がかかりつけ薬剤師となりバーテーション等でプライバシーに配慮した場所で服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を行う場合の点数です。また、患者さんの意向を確認した上で、残薬の状況等を手帳に記載し処方医に情報提供するよう努めます。なお、24時間相談に応じる体制をとりますが、かかりつけ薬剤師以外が対応する場合があります。
麻薬管理指導加算				22点	服薬管理指導料の『麻薬管理指導加算』と同様
特定薬剤管理指導加算1			イ 新たに処方された場合 ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	10点 5点	服薬管理指導料の『特定薬剤管理指導加算1』と同様
特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)				100点	服薬管理指導料の『特定薬剤管理指導加算2』と同様
特定薬剤管理指導加算3 (当該品目に関して、 初回処方時1回に限り)			イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点	服薬管理指導料の『特定薬剤管理指導加算3』と同様
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)				12点	服薬管理指導料の『乳幼児服薬指導加算』と同様
小児特定加算				350点	服薬管理指導料の『小児特定加算』と同様
吸入薬指導加算(3月に1回に限り)				30点	服薬管理指導料の『吸入薬指導加算』と同様
かかりつけ薬剤師包括管理料(処方箋受付1回につき)				291点	患者さんのかかりつけ医が地域包括診療料、地域包括診療加算等を算定している場合に、かかりつけ薬剤師が行う業務の点数です。この場合には調剤基本料、薬剤調製料等が薬学管理料等が含まれます。
外来服薬支援料	1 (月1回まで)			185点	服薬管理が困難な患者さん又は家族等の要望や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一化等にて整理した場合や、患者さん又は家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。
	2	イ 42日分以下の場合 (投与日数が7日又はその端数を増すごとに)	34点	多種類の薬剤を投与されている患者さん又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者さんに対して、処方医に治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の投与日数に応じて算定される点数です。	
		ロ 43日分以上の場合	240点		
	施設連携加算(月1回に限り)			50点	介護老人福祉施設等の職員と協働して、服薬管理の支援や指導を行った場合に加算される点数です。
	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ提案し2種類以上減少した場合の点数です。(屯服薬、服用4週間以内の内服薬を除く)			125点	
服用薬剤調整支援料	1 (月1回まで)			110点	複数の医療機関を受診している患者さんの重複投薬の解消を推進する観点から、薬局において患者さんの服薬情報を一元的に把握し、重複投薬の有無の確認等を行った上で、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行う取組についての点数です。
	2	イ 重複投薬等の解消に係る実績を有していること (3月に1回まで)	90点		
		ロ イ以外の場合(3月に1回まで)			
調剤後薬剤管理指導料 (月1回に限り)			1 糖尿病患者に対して行った場合 2 慢性心不全患者に対して行った場合	60点	地域支援体制加算の届出をしている保険薬局が、医療機関と連携して慢性心不全に関する治療薬やインスリン等の糖尿病治療薬の適正使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者訪問薬剤管理指導料 (月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は週2回かつ月8回)まで)			1 単一建物診療患者が1人の場合 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3 1及び2以外の場合	650点 320点 290点	通院が困難な在宅で療養を行っている患者さんを訪問又は情報通信機器を用いて、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤管理、残薬の有無等の薬学的管理指導を行った場合の点数です。(建物に居住している患者さんを訪問する人数によって指導料は変わります。)(1〜3及び在宅患者オンライン薬剤管理指導料合わせて保険薬剤師1人につき週40回まで)
在宅患者オンライン薬剤管理指導料				59点	
麻薬管理指導加算			(1回につき) 在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合 (処方箋受付1回につき)	100点 22点	麻薬の服用に関して、服薬状況や効果、副作用の有無等を確認し適切な取扱い方法を説明、処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))				250点	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さん又はご家族等に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児加算(6歳未満)			(1回につき) 在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合 (処方箋受付1回につき)	100点 12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。
小児特定加算			(1回につき) 在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合 (処方箋受付1回につき)	450点 350点	医療的ケア児(児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児)である患者さん、又はその家族等に必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養加算(1回につき(訪問時))				150点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。

薬学管理料				
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 (1と2を合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者は原則として月8回)まで)	1	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合	500点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さん宅に届けて必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。又、新興感染症等の患者さんに対して、薬剤師が訪問して必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合にも算定される点数です。
		イ 夜間訪問加算	400点	午前8時前と午後6時以降であって深夜を除く時間帯において調剤した場合に加算される点数です。
		ロ 休日訪問加算	600点	日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日は休日として扱う)において調剤した場合に加算される点数です。※深夜に該当する場合には深夜訪問加算が該当となる
		ハ 深夜訪問加算	1,000点	午後10時～午前6時(深夜)までの時間帯において調剤した場合に加算される点数です。
	2	1以外の場合	200点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患以外の急変に伴い、緊急に麻薬等のお薬を患者さん宅に届けて必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料(新興感染症等を含む)			59点	在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している患者さんの急変等により、緊急に対応するため、情報通信機器を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行った場合の点数です。
麻薬管理指導加算	(1回につき)		100点	
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)		22点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『麻薬管理指導加算』と同様
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))			250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算』と同様
乳幼児加算(6歳未満)	(1回につき)		100点	
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)		12点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『乳幼児加算』と同様
小児特定加算	(1回につき)		450点	
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合(処方箋受付1回につき)		350点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『小児特定加算』と同様
在宅中心静脈栄養法加算(1回につき(訪問時))			150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅中心静脈栄養法加算』と同様
在宅患者緊急時等共同指導料	(月2回まで)		700点	訪問薬剤管理指導を実施している患者さんの急変等により、医師等と共同で患者さん宅にてカンファレンスに参加して必要な医薬品に関する説明をした場合の点数です。
	麻薬管理指導加算(1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『麻薬管理指導加算』と同様
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき)		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算』と同様
	乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『乳幼児加算』と同様
	小児特定加算(1回につき)		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『小児特定加算』と同様
	在宅中心静脈栄養法加算(1回につき)		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の『在宅中心静脈栄養法加算』と同様
退院時共同指導料	(入院中1回(がん末期患者等は2回)まで)		600点	入院患者さんの退院後の在宅での療養上必要な医薬品に関する事項を、入院医療機関の医師等と共同で説明をした場合(ビデオ通話含む)の点数です。
服薬情報等提供料	1	保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで)	30点	診療を受けた医師の求めに応じ、患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
	2	薬剤師がその必要性を認めた場合(月1回まで)	20点	患者さんやその家族等からの求めに応じ、又は薬剤師がその必要を認めた場合に患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合の点数です。
		イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合		
		ロ リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合		
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 (処方箋受付1回につき)	3	介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	50点	入院を予定されている患者さんにおいて入院医療機関からの求めがあり、患者さんの同意を得た上で、患者さんの服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて服用薬の整理を行うとともに、入院医療機関に必要な情報を文書により提供した場合の点数です。
		入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあり、持参薬を整理、情報提供を行った場合(3月に1回)		
	2	疑義照会に伴い処方変更された場合	40点	在宅患者さんに、薬剤服用歴の記録(薬歴簿)等の参照や残薬の確認をして、重複投薬又は相互作用、アレルギー反応の防止の目的、又は残薬調整の為に処方医に処方内容を確認し処方内容が変更された場合の点数です。
		イ 残薬調整に係るもの以外の場合		
経管投薬支援料(初回に限り)		ロ 残薬調整に係るものの場合	20点	
		処方箋交付前に処方提案を行い、提案が反映された処方箋を受け付けた場合	40点	
在宅移行初期管理料		イ 残薬調整に係るもの以外の場合	40点	
		ロ 残薬調整に係るものの場合	20点	
在宅移行初期管理料			100点	胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者さんの要望や医師の指示により、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合の点数です。
在宅移行初期管理料			230点	退院直後等に、様々な職種の方と連携し、今後のお薬の管理や服薬指導のために服薬状況の確認や薬剤の管理などについて必要な指導を行った場合に算定される点数です。
医薬品の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。				
使用薬剤料		使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合	1点	
		使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点	
		特別調剤基本料A及びBを算定する薬局において、処方につき7種類以上内服薬の調剤を行った場合	所定点数の100分の90	
この料金は、保険で認められている医療材料の料金です。この料金は定期的に見直される公定価格です。				
特定保険医療材料			材料価格を10円で除して得た点数	

※ 基礎額とは調剤基本料(加減算含む)、薬剤調製料、無菌製剤処理加算、調剤管理料の合計額。
麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算及び医療情報取得加算は基礎額に含みません。

明細書に記載されている項目の内容や点数です。 ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。

取扱い公費

- 労災保険
- 石綿健康被害救済制度
- 難病医療
- 児童福祉施設措置医療
- 小児慢性特定疾患
- 特定疾患（一部疾患・スモン等）
- 重度肝炎治療特別促進事業及び肝がん・
肝硬変治療研究促進事業
- 中国残留邦人
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 原爆一般医療
- 自立支援医療（育成医療）
- 自立支援医療（更生医療）
- 生活保護（医療扶助）
- 結核医療

浜松センター薬局

令和7年5月20日

患者様各位

浜松センター薬局

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

患者様に実費負担していただくサービス等について

1. 患者様の希望に基づく服用時点ごとに薬を一包にする場合。
1日ごとに 30円
2. 薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合。
投与数量に応じた薬剤料等の実費
3. 保険収載された適応外使用の医薬品を調剤する場合。
投与数量に応じた薬剤料等の実費
4. 保険適応となっていない医薬品を調剤する場合。
(ED治療剤など) 投与数量に応じた薬剤料等の実費
5. 患者様宅を訪問して服薬指導等を行う場合の交通費。
公共交通機関を利用して訪問する場合実費
自家用車等を利用して訪問する場合 実走行距離で
1Km未満月4回まで無料 月5回目以降は1回 550円
1Km以上 5km未満 550円
以降 5Km以上1Km毎に110円加算
6. 患者様宅を訪問して服薬指導等を行わない場合の交通費。
自家用車等を利用して訪問する場合 実走行距離で5Km未満1650円
以降 5Km以上 1Km毎に330円加算
7. 再使用できない液剤または軟音薬のポリ容器。
容器の大きさによって実費 10円～200円
8. 点眼・点鼻・吸入等の補助器具。
容器の種類によって実費 10円～1100円
9. 外国語での薬剤証明書を作成する場合 (1週間程度必要) 4400円～
10. プラスチック製買い物袋 5円～

※記載の価格には消費税が含まれています。

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関・保険者への情報提供、照会

浜松センター薬局

開設者：一般社団法人浜松市薬剤師会
会長 月井英喜
個人情報取扱責任者：久我明男

(お問い合わせ先)
住 所：浜松市中央区富塚町351-2
電話番号：053-455-1181
F A X：053-455-8988

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省 策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- （１）個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- （２）個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- （３）個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- （４）個人情報を適切に取り扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- （５）個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- （６）業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- （７）個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- （１）個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- （２）個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- （３）個人情報漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- （４）その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

令和7年5月20日

浜松センター薬局

開設者：一般社団法人浜松市薬剤師会

会長 月井英喜

個人情報取扱責任者：久我明男

要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度関係

分類	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第 1 類医薬品	指定第 2 類医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
定義	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含みます ※劇薬は、要指導医薬品です	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要な医薬品です (要指導医薬品を除く)	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品です (要指導医薬品、第 1 類医薬品を除く) ※指定第 2 類医薬品は、第 2 類医薬品のうち、特別の注意が必要な医薬品です 添付文書中の使用上の注意の「してはいけないこと」の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください		副作用等により日常生活に支障を来す程度ではない が、身体の変調・不調が起こるおそれがある医薬品です (要指導医薬品、第 1 類医薬品、第 2 類医薬品以外の一般用医薬品)
表示	要指導医薬品	第 1 類医薬品	第 2 類医薬品 第 2 類医薬品	第 2 類医薬品	第 3 類医薬品
情報提供	書面にて、必要な情報を提供します			必要な情報の提供に努めます	
専門家	薬剤師			薬剤師または登録販売者	
陳列	要指導医薬品、第 1 類医薬品、第 2 類医薬品、第 3 類医薬品を混在させないように陳列します				
	販売時に薬剤師による対面での情報提供を行うため、購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列します	販売時に薬剤師による情報提供を行うため、購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列します	情報提供のための設備から 7 メートル以内の範囲に陳列します	購入者等が直接手に取ることができる場所に陳列しています	
相談	適正使用のため必要な情報を提供します（苦情・相談窓口： 久我明男 電話番号： 053 - 455 - 1181 ）				

副作用被害救済制度：医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する制度があります。

問い合わせ先：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（0120-149-931）

個人情報の取り扱い：医薬品の安全使用のために入手した個人情報は、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、医薬品の安全使用以外の目的では利用しません。

浜松センター薬局

利用者の皆様へ

静岡県知事指定 居宅療養管理指導事業所「浜松センター薬局」

- 指定事業所番号 2247110766
- 事業所所在地 浜松市中央区富塚町351-2
- 電話番号 053-455-1181

【運営規程の概要及び重要事項について】

運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるように、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

- 利用者の状態に合わせた調剤上の工夫 ●薬剤等の居宅への配送 ●居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング ●薬剤の重複投与・相互作用等の回避 ●在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言 ●麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導 ●在宅医療機器、用具、材料等の供給 ●患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ADL・QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認 ●その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

従事者

薬剤師 久我明男 軽部暁宏

営業日および営業時間

【月～金】午前8：30～午後6：00 【土】午前9：00～午後5：00 【休日】日・祝日及び年末年始

利用料

- 1回518円（1割負担の方。2割負担の方は1,036円。3割負担の方は1,554円。）、又は379円もしくは342円（1割負担の方。2割負担の方はそれぞれ758円、684円。3割負担の方はそれぞれ1,137円、1,026円） 4回/月まで（特別医療を必要とする場合、例外として月8回となる場合があります）
- ・費用は全て1単位＝10円です。計算例）518単位＝5180円（2割負担の方は1,036円の負担となります）
 - ・特別な薬剤管理の方は＋100円。公費助成などにより負担が変わることがあります。
 - ・情報通信機器を用いて行う場合（月4回まで）46単位＝1回46円（1割負担の方。2割負担の方は92円。3割負担の方は138円。）
 - ・交通費を要する場合、実費をいただきます。

苦情処理

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要事項

- ・健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- ・個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に対処いたします。

健康被害救済制度

「医薬品」や、ワクチンなどの「生物由来製品」は、人の命や健康を守るのに欠かせないものです。しかしこれらによる副作用や感染を完全に防ぐことは、難しいとされています。適正に使用したのに健康被害を受けてしまった時のために、健康被害救済制度があります。入院が必要な疾病や障害など、健康被害を受けた方に救済給付を行う公的な制度です。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの救済給付を行う制度です。

生物由来製品等感染被害救済制

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介した感染などにより、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの救済給付を行う制度です。

■ 救済給付の請求について

給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構に対して行います。その際に、医師の診断書や投薬証明書あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は販売証明書、受診証明書などが必要となります。

〔救済制度相談窓口〕(フリーダイヤル)0120-149-931

●受付時間 月～金(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

<http://www.pmda.go.jp>

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構